

平成二十八年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号

経営力向上に関する命令

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十三条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、経営力向上に関する命令を次のように定める。

（関係事業者に関する主務省令で定める関係）

第一条 中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第十項第八号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。

（経営力向上計画の認定の申請）

第二条 法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする特定事業者等は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする特定事業者等は、法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第九号に掲げるものを除く。）のうち、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省、経済産業省告示第一号）第4の2の2のロ（1）①に掲げる取組を行う場合であつて、同項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を記載するときは、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の特定事業者等は、前項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。

4 第一項又は第二項の特定事業者等が法第二条第十項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。

5 第一項又は第二項の特定事業者等が経営力向上設備等を取得する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

6 第一項又は第二項の特定事業者等が法第十七条第四項第一号に規定する特定許認可等（以下「特定許認可等」という。）に基づく被承継等特定事業者等の地位を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該被承継等特定事業者等が当該地位を有することを証する書類を添付しなければならない。

7 第一項又は第二項の特定事業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件を備える者であることを記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該特定事業者等が当該要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

8 主務大臣は、第一項又は第二項の申請書及び第四項、第五項、第六項又は前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

9 法第十七条第一項ただし書の代表者は、一名とする。

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

第三条 法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする特定事業者等は、様式第三による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 法第十八条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする特定事業者等は、前条第二項の事業又は資産の譲受けの内容に変更がある旨を記載する場合にあっては、様式第三による申請書を、都道府県を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の特定事業者等は、前項の申請書の写しを都道府県に提出しなければならない。この場合において、都道府県は意見を付して、主務大臣に送付することができる。

4 第一項又は第二項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業の実施状況を記載した書類

二 事業承継等の内容に変更がある場合には、変更の内容及び当該変更後の事業承継等に係る合意を証する書類

三 取得する経営力向上設備等に変更がある場合には、その変更後の経営力向上設備等が、中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件に該当することを証する書類

四 新たに特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位を記載する場合には、当該被承継等特定事業者等が当該地位を有することを証する書類

（事業承継等の報告及び行政庁への通知）

第四条 法第二十七条第二項の規定による報告は、様式第四に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 吸収合併契約書、新設合併契約書、吸収分割契約書、新設分割計画書又は事業譲渡契約書の写し

二 承継等特定事業者等が承継する事業に従事する従業員の配置の状況を記載した書類

三 承継等特定事業者等（特定許認可等に基づく地位を承継したものに限る。）の会計に関する書類

四 その他主務大臣が必要と認める書類

2 法第二十七条第三項の規定による通知は、前項に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（事業承継等事前調査の報告）

第五条 特定事業者等は、法第十七条第一項の認定に係る経営力向上計画（法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定経営力向上計画」という。）に、法第十七条第四項第二号に規定する事業承継等事前調査（次項において単に「事業承継等事前調査」という。）に関する事項を記載した場合であつて、認定経営力向上計画に従って事業承継等（法第二条第十項第八号に掲げる措置に限る。次項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、様式第五による報告書に、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一 株式譲渡契約書の写し

二 当該特定事業者等が承継する事業に従事する従業員の配置の状況を記載した書類

三 その他主務大臣が必要と認める書類

2 主務大臣は、前項の規定による報告に係る事業承継等及び事業承継等事前調査が、認定経営力向上計画に従って実施されたことを確認したときは、当該認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を行う特定事業者等に対して確認書を交付するものとする。

附 則

この命令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月一四日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、平成二十九年三月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にこの命令による改正前の経営力向上に関する命令様式第一によりされている経営力向上計画の認定の申請は、この命令による改正後の経営力向上に関する命令様式第一による経営力向上計画の認定の申請とみなす。

附 則（平成三〇年七月六日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

(施行期日)
第一条 この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式第一及び様式第二による書類は、当分の間、それぞれこの命令による改正後の様式第一及び様式第三によるものとみなす。

附 則（令和元年七月一日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月二二日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則（令和二年九月二六日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）

(施行期日)
第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年六月二六日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

(施行期日)

1 この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

(経過措置)

2 経営力向上計画の認定の申請については、この命令による改正後の経営力向上に関する命令（次項において「新命令」という。）の規定にかかわらず、令和三年八月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この命令の施行の際現に認定を受けている経営力向上計画及び前項の規定によりなお従前の例により申請して認定を受けた経営力向上計画の変更に係る認定の申請については、新命令の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和四年八月三十一日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第17条第6項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

2 事業分野と事業分野別指針名

「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の中分類及び細分類を記載すること。

「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

3 実施時期

3年以上5年以内として定めること。

4 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向

自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較等について分析し、自社の強み及び弱みを記載すること。

③ 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増減率、営業利益率、労働生産性、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の財務情報の数値を記載し、これらの数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

④ 経営課題

上記①～③を踏まえて自社の経営課題を整理し、記載すること。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

「指標の種類」の欄には、事業分野別指針で定められた指標がある場合は、当該指標を記載することとし、定められていない場合は、労働生産性を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをいうこと。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正とすること。

6 経営力向上の内容

(1) 「①現に有する経営資源を利用する取組」「②他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組」の欄は、それぞれ該当する取組の有無について「○」で囲むこと。

(2) 「③具体的な実施事項」の欄は、「4 現状認識」等に記載した内容を踏まえ、経営課題の解決に資することを明確化し、具体的に記載すること。

(3) 「③具体的な実施事項」の欄のうち、「実施期間」の欄は、「実施事項」の欄に記載した内容を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において事業分野別指針が定められている場合には、各実施事項について、当該事業分野別指針の該当箇所を記載すること。

(5) 「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第2条第10項各号に掲げる措置（第2条第2項に規定する事業又は資産の譲受けを除く。）のうち該当するものについて記載すること。

(6) 実施事項が新事業活動に該当する場合は、「新事業活動への誘引」の欄に「○」を記載すること。なお、新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

(7) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

(8) 実施期間終了時に、記載された実施事項の実施状況及び目標の達成状況の報告を求める場合がある。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 経営力向上計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 「実施事項」の欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

(3) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(4) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(5) 中小企業等経営強化法第22条第6項に規定する保証を受けようとする場合には、中小企業等経営強化法施行規則第17条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「純資産の合計額」及び「EBITDA有利子負債倍率」の欄に数値を記載するとともに、「証明書等」の欄に、当該書類の名称又は当該要件に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。

(6) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

8 経営力向上設備等の種類

(1) 経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得する場合に記載すること。

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等 _____

事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____

法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業分野と事業分野別指標名

事業分野 { _____ } 事業分野別指標名 { _____ }

3 実施時期 _____ 年 _____ 月 _____ 年 _____ 月 _____

4 現状認識

①	自社の事業概要						
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向						
③	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果					
		(現状値)			(計画終了時の目標値)		
		指標	算出結果	評価	指標	算出結果	評価
		①売上高増減率	%		①売上高増減率	%	
		②営業利益率	%		②営業利益率	%	
		③労働生産性 (円/人)		③労働生産性 (円/人)			
		④E B I T D A (億円)		④E B I T D A (億円)			
		有利子負債比率		有利子負債比率			
		⑤営業運転資本回転期間 (ヶ月)		⑤営業運転資本回転期間 (ヶ月)			
		⑥自己資本比率	%		⑥自己資本比率	%	

④ 経営課題 _____

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

※効果生産性を用いる場合は、「B計画終了時の目標」は正の値とすること。

指標の種類	A現状 (数値)	B計画終了時の目標 (数値)	伸び率 ((B-A)/A) (%)

6 経営力向上の内幕

(1) 現に有する経営資源と利用する取組 _____ 有 / 無

⑫ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組 有 ・ 無
 ⑬ 具体的な実施事項

事業分野別 指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	実施期間	新事業活動への課題 (該当する場合は○)
ア				
イ				
ウ				

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

⑭ 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

※7⑫以降の項目は、希望する支援措置に応じて記載。

⑮ 純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等

⑯ E B I T D A有利子負債倍率が15倍以内であること

E B I T D A有利子負債倍率	証明書等

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1				
2				
3				

設備等の種類別 小計	設備等の種類	数量	金額（千円）
合計			

9 特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位

--

10 事業承継等事前調査に関する事項

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容

11 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

(土地)

実施事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

(家屋)

実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

様式第2

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第17条第6項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

2 事業分野と事業分野別指針名

「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の中分類及び細分類を記載すること。

「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

3 実施時期

3年以上5年以内として定めること。

4 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向

自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較等について分析し、自社の強み及び弱みを記載すること。

③ 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の財務情報の数値を記載し、これらの数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

④ 経営課題

上記①～③を踏まえて自社の経営課題を整理し、記載すること。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

「指標の種類」の欄には、事業分野別指針で定められた指標がある場合は、当該指標を記載することとし、定められていない場合は、労働生産性を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをいうこと。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正とすること。

6 経営力向上の内容

(1) 「①現に有する経営資源を利用する取組」「②他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組」の欄は、それぞれ該当する取組の有無について「○」で囲むこと。

(2) 「③具体的な実施事項」の欄は、「4 現状認識」等に記載した内容を踏まえ、経営課題の解決に資することを明確化し、具体的に記載すること。

(3) 「③具体的な実施事項」の欄のうち、「実施期間」の欄は、「実施事項」の欄に記載した内容を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において事業分野別指針が定められている場合には、各実施事項について、当該事業分野別指針の該当箇所を記載すること。

(5) 「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第2条第10項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。

(6) 実施事項が新事業活動に該当する場合は、「新事業活動への誘導」の欄に「○」を記載すること。なお、新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

(7) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

(8) 実施期間終了時に、記載された実施事項の実施状況及び目標の達成状況の報告を求める場合がある。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 経営力向上計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 「実施事項」の欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

(3) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(4) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(5) 中小企業等経営強化法第22条第6項に規定する保証を受けようとする場合には、中小企業等経営強化法施行規則第17条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「純資産の合計額」及び「EBITDA有利子負債倍率」の欄に数値を記載するとともに、「証明書等」の欄に、当該書類の名称又は当該要件に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。

(6) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

- 8 経営力向上設備等の種類
- (1) 経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得する場合に記載すること。
 - (2) 「実施事項」の欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。
 - (3) 「利用を想定している支援措置」の欄には、申請段階において利用を想定している支援措置について記載すること。
 - (4) 「所在地」の欄には、当該設備等が所在する場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）名により記載すること。
 - (5) 「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウェア等の減価償却資産の種類を記載すること。
 - (6) 経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第16条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。
 - (7) 「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。
 - (8) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。
- 9 特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位
- (1) 特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位であって、承継等特定事業者等が承継しようとするものがある場合には、当該特定許認可等に基づく地位を記載すること。
 - (2) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。
- 10 事業承継等事前調査に関する事項
- (1) 「事業承継等事前調査の種類」の欄には、法務・財務・税務等の調査の種類を記載すること。
 - (2) 「実施主体」の欄には、実施する予定の事業承継等事前調査について、当該調査を実施する者の所属及び氏名を記載すること。
 - (3) 「実施内容」の欄には、事業承継等事前調査の内容について記載し、当該調査の内容を補足する書類を添付すること。
 - (4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。
- 11 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容
- (1) 事業承継等に伴い不動産の譲受け又は取得を予定しているときは、当該不動産の内容について記載すること。
 - (2) 「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第2条第10項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。
 - (3) 合併・分割に伴う不動産については、「事業又は資産の譲受け元名」の欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名を明記する。
 - (4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。
- 12 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容
- (1) 事業又は資産の譲受けに伴う不動産については、「事業又は資産の譲受け元名」の欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名を明記する。
 - (2) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____

法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 _____ 事業分野別指針名 _____

3 実施時期
年 月～ 年 月

4 現状認識

①	自社の事業概要							
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向							
③	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果						
		(現状値)			(計画終了時目標値)			
		指標	算出結果	評点	指標	算出結果	評点	
		①売上高増加倍率	%		①売上高増加倍率	%		
		②営業利益率	%		②営業利益率	%		
		③労働生産性	(千円)		③労働生産性	(千円)		
		④E B I T D A	(円)		④E B I T D A	(円)		
		有利子負債倍率			有利子負債倍率			
		⑤営業運転資本	(ヶ月)		⑤営業運転資本	(ヶ月)		
		回転期間			回転期間			
⑥自己資本比率	%		⑥自己資本比率	%				
—								
④	経営課題							

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

※労働生産性を用いる場合は、「B計画終了時の目標」は正の値とすること。

指標の種類	A現状（数値）	B計画終了時の目標（数値）	伸び率 ((B-A)/A) (%)

6 経営力向上の内容

- ⑪ 現に有する経営資源を利用する取組 有 ・ 無
 ⑫ 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組 有 ・ 無
 ⑬ 具体的な実施事項

事業分野 別別指 針の該 当箇所	事業承 継等の 種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	実施期間	新事業活 動への該 当 (該当す る場合は ○)
ア				
イ				
ウ				

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 ⑭ 具体的な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

※7⑫以降の項目は、希望する支援措置に応じて記載。

⑮ 純資産の額が零を超えること	証明書等
純資産の合計額	

⑯ E B I T D A有利子負債倍率が15倍以内であること	証明書等
E B I T D A有利子負債倍率	

8 経営力向上設備等の種類				
実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1				
2				
3				

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別 小計			
合計			

9 特定許認可等に基づく被承認等特定事業者等の地位

--

10 事業承継等事前調査に関する事項

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容

11 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

(土地)

実施 事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業承継等 の種類	事業又は資産 の譲受け元名
1					
2					
3					

(家屋)

実施 事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業承継等 の種類	事業又は資産 の譲受け元名
1					
2					
3					

12 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容

(土地)

実施 事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業又は資産 の譲受け元名
1				
2				
3				

(家屋)

実施 事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業又は資産 の譲受け元名
1				
2				
3				

様式第3

(令3内閣府省財務省農水産部令1・金融、令2内閣府省財務省農水産部令4・一
部改正)

認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた経営力向上計画について下記のとおり変
更したいので、中小企業等経営強化法第18条第1項の規定に基づき認定を申請しま
す。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第4

認定経営力向上計画に係る事業の実施報告書（及び事業継続等事前調査報告書）

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた経営力向上計画に従って事業を継続したことを、
中小企業等経営強化法第27条第2項の規定に基づき報告します。

記

・実施した経営力向上の内容

・（事業継続等事前調査を実施した場合）実施した事業継続等事前調査の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

実施した経営力向上の内容については、事業継続等の概要及びその実施時期を記載す
る。

実施した事業継続等事前調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調
査の内容を補足する事項を添付する。

様式第5

認定経営力向上計画に係る事業の承認及び事業承認等事後調査報告書

年 月 日

主務大臣 殿

住 所
番 号 及 び
代表者の氏名

年 月 日付にて認定を受けた経営力向上計画に従って事業を承認したこと及び事業承認等事後調査を実施したことを、経営力向上に関する命令第1項の規定に基づき報告します。

記

・実施した経営力向上の内容

・実施した事業承認等事後調査の内容
(報告)

用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

(記載要領)

実施した経営力向上の内容については、事業承認等の概要及びその実施時期を記載する。

実施した事業承認等事後調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調査の内容を補足する書類を添付する。